

一般排水基準（条例）

（1）有害物質に係る規制基準

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例別表第 7（第 68 条関係）

	公共用水域に排出される汚水の許容限度（単位 mg/L）			地下に浸透される汚水の許容限度（単位 mg/L）	
	工 場		指定作業場		
	水道水源水域		その他の水域		全域
	新設	既設			
(1) カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.003	カドミウムとして 0.03		カドミウムとして 0.001	
(2) シアン化合物	検出されないこと	シアンとして 1		シアンとして 0.1	
(3) 有機リン化合物（パ ^ラ チオン、メチルパ ^ラ チオン、メチルジ ^メ トン及び EPN に限る。）	検出されないこと	1		0.1	
(4) 鉛及びその化合物	鉛として 0.01	鉛として 0.1		鉛として 0.005	
(5) 六価クロム化合物 ※業種により暫定排水基準有	六価クロムとして 0.02	六価クロムとして 0.2		六価クロムとして 0.01	
(6) 砒素及びその化合物	砒素として 0.01	砒素として 0.1		砒素として 0.005	
(7) 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀として 0.0005	水銀として 0.005		水銀として 0.0005	
(8) アルキル水銀化合物	検出されないこと			アルキル水銀として 0.0005	
(9) ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.003		0.0005	
(10) トリクロロエチレン	0.01	0.1		0.002	
(11) テトラクロロエチレン	0.01	0.1		0.0005	
(12) ジクロロメタン	0.02	0.2		0.002	
(13) 四塩化炭素	0.002	0.02		0.0002	
(14) 1, 2-ジクロロエタン	0.004	0.04		0.0004	
(15) 1, 1-ジクロロエチレン	0.1	1		0.002	
(16) 1, 2-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレンとして 0.04	シス-1, 2-ジクロロエチレンとして 0.4		シス-1, 2-ジクロロエチレン又はトランス-1, 2-ジクロロエチレン 0.004	
(17) 1, 1, 1-トリクロロエタン	1	3		0.0005	
(18) 1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0.06		0.0006	
(19) 1, 3-ジクロロプロペン	0.002	0.02		0.0002	
(20) チウラム	0.006	0.06		0.0006	
(21) シマジン	0.003	0.03		0.0003	
(22) チオベンカルブ	0.02	0.2		0.002	

	公共用水域に排出される汚水の許容限度（単位 mg/L）			地下に浸透される 汚水の許容限度 （単位 mg/L）	
	工 場		指定作業場		
	水道水源水域		その他の水域		全域
	新設	既設			
(23)ベンゼン	0.01	0.1		0.001	
(24)セレン及びその化合物	セレンとして 0.01	セレンとして 0.1		セレンとして 0.002	
(25)ほう素及びその化合物 ※業種により暫定排水基準有	ほう素として 1	海域以外の公共用水域に排出される場合にあっては、ほう素として 10 海域に排出される場合にあってはほう素として 230		ほう素として 0.2	
(26)ふっ素及びその化合物 ※業種により暫定排水基準有	ふっ素として 0.8	海域以外の公共用水域に排出される場合にあっては、ふっ素として 8 海域に排出される場合にあってはふっ素として 15		ふっ素として 0.2	
(27)塩化ビニルモノマー	—			0.0002	
(28)1,4-ジオキサン	0.05	0.5		0.005	

備考

- 新設の工場とは、次に掲げる工場をいい、既設の工場とは新設の工場以外の工場をいう。指定作業場の新設と既設の区分についても同様とする（(3) 窒素含有量及びりん含有量に係る基準の場合を除き、以下同じ。）。
 - 平成 13 年 4 月 1 日以後の着工に係る工場
 - 平成 13 年 3 月 31 日において既に設置され、又は着工している工場で、同年 4 月 1 日以後に汚水の発生施設の構造の変更（排水量が増加するものに限る。）をするもの
 - 平成 13 年 3 月 31 日において既に設置され、又は着工している工場で、同年 4 月 1 日以後に下水道法第 10 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けたもの
- (25) 及び(26)に掲げる項目にあっては、前号の規定は、同号(1)中「平成 13 年 4 月 1 日」とあるのは「平成 14 年 4 月 1 日」と、同号(2)及び(3)中「平成 13 年 3 月 31 日」とあるのは「平成 14 年 3 月 31 日」と読み替えて適用するものとする。
 - (28)に掲げる項目にあっては、第一号の規定は、同号(1)中「平成 13 年 4 月 1 日」とあるのは「平成 24 年 8 月 1 日」と、同号(2)及び(3)中「平成 13 年 3 月 31 日」とあるのは「平成 24 年 7 月 31 日」と、「同年 4 月 1 日」とあるのは「同年 8 月 1 日」と読み替えて適用するものとする。
- 水域区分は付表に示す水域区分とする（以下同じ。）。
- 排水量とは、1 日当たりの平均的な排水量をいう（以下同じ。）。
- 排出水にあっては、その有害物質の検定は、排水基準を定める環境省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）に定める方法によるものとする。
- 「検出されないこと。」とは、前号の検定方法により、汚水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 地下に浸透される汚水にあっては、その有害物質の検定は、水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年環境庁告示第 39 号）によるものとし、その規制基準は、この表の地下に浸透される汚水（単位 1 リットルにつきミリグラム）の欄に掲げる量以上の有害物質が検出されないこととする。

※水域区分は、別紙参照（以下同じ）。

(2) 有害物質、窒素含有量及び磷含有量を除く項目に係る規制基準

7 工場に係る基準

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例別表第7（第68条関係）

		公共用水域に排出される汚水の許容限度							
		許容限度(単位 mg/L ((1)、(2)、(4)及び(17)に掲げる項目を除く。))							
		水道水源水域		一般水域 A		一般水域 B		島しょ及びその海域	
		排水量が 500m ³ 以上	排水量が 500m ³ 未満	排水量が 500m ³ 以上	排水量が 500m ³ 未満	排水量が 500m ³ 以上	排水量が 500m ³ 未満	排水量が 500m ³ 以上	排水量が 500m ³ 未満
(1) 水素イオン濃度 (水素指数)		5.8 以上 8.6 以下							
(2) 外観		異常な着色又は発泡が認められないこと。							
(3) 削除 (改正前：臭気)									
(4) 温度		40℃以下							
(5) 生物化学的 酸素要求量	新設	20		20	25	20	25	20	25
	既設	20	25	20	25	60	70	160	
(6) 化学的 酸素要求量	新設	20		—		20	25	20	25
	既設	20	25	—		60	70	160	
(7) 浮遊物質量	新設	40		40	50	40	50	40	50
	既設	40	50	40	50	90		200	
(8) ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5							
(9) ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		5				10		30	
(10) フェノール類含有量		1				5			
(11) 銅含有量		1				3			
(12) 亜鉛含有量		2 (※業種により暫定排水基準有)							
(13) 溶解性鉄含有量		10							
(14) 溶解性マンガン含有量		10							
(15) クロム含有量		2							
(16) 削除 (改正前：ふっ素)									
(17) 大腸菌数 (CFU/ml)		800							

この基準の適用については、次に掲げるところによる。

- 1 一般水域B又は島しょ及びその海域に汚水を排出する第一類工場にあっては、(5)から(7)までに掲げる項目の基準については、新設の基準を適用する。
- 2 第二類工場のうち排水量が50m³未満の工場(次号又は第4号若しくは第5号に該当するものを除く。)にあっては、この表の(5)から(14)まで、及び(17)に掲げる項目については、適用しない。
- 3 処理対象人員が201人以上のし尿浄化槽を有する第二類工場のうち排水量が50m³未満の工場にあっては、この表の(5)から(14)まで、及び(17)に掲げる項目については、前号の規定にかかわらず、当該別表第7 4の部(2)の款イの項(イ)の表の基準を適用する。
- 4 既設の工場で、この条例の施行日以後に汚水の発生施設の構造を変更(排水量が増加するものに限る。)した工場にあっては、この表の(5)から(7)までに掲げる項目については、その日から新設の基準を適用する。
- 5 既設の工場で、この条例の施行日以後に下水道法第10条第1項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る工場にあっては、この表の(5)から(7)までに掲げる項目については、新設の基準を適用する。

備考

- 1 **第一類工場**とは次に掲げる既設の工場をいい、**第二類工場**とは第一類工場以外の既設の工場をいう。
 - (1) 昭和47年4月2日以後の着工に係る工場
 - (2) 昭和47年4月1日において既に設置され、又は着工されている工場(排水量が50m³未満の工場を除く。)で、昭和53年7月1日からこの条例の施行日の前日までに汚水又は廃液を排出する施設の構造を変更(排水量が増加するものに限る。)した工場
 - (3) 下水道法第10条第1項ただし書の規定による許可をこの条例の施行日の前日までに受けた場合における当該許可に係る工場
- 2 生物化学的酸素要求量は海域及び湖沼を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、化学的酸素要求量は海域及び湖沼に排出される汚水について適用する。
- 3 有害物質、窒素含有量及び燐含有量を除く項目の検定は、次に掲げる方法によるものとする(以下イ指定作業場に係る基準における検定方法において同じ。)
 - (1) 外観 日本産業規格 K0102・8 に定める方法
 - (2) 削除
 - (3) 温度 日本産業規格 K0102・7・2 に定める方法
 - (4) その他の項目 排水基準を定める環境省令(昭和46年総理府令第35号)の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める方法

イ 指定作業場に係る基準

(7) 下水処理場又はし尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)を有する事業場

		公共用水域に排出される汚水の許容限度	
		許容限度(単位 mg/L((1)、(2)、(4)及び(17)に掲げる項目を除く。))	
		下水処理場	し尿処理施設を有する事業場
		すべての水域	
(1)水素イオン濃度(水素指数)		5.8 以上 8.6 以下	
(2)外観		異常な着色又は発泡が認められないこと。	
(3)削除			
(4)温度		40℃以下	
(5)生物化学的酸素要求量	新設	15	20
	既設	25	40
(6)化学的酸素要求量	新設	15	30
	既設	35	40
(7)浮遊物質量	新設	10	40
	既設	60	80
(8)ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5	
(9)ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30	
(10)フェノール類含有量		5	
(11)銅含有量		3	
(12)亜鉛含有量		2 (※業種により暫定基準有)	
(13)溶解性鉄含有量		10	
(14)溶解性マンガン含有量		10	
(15)クロム含有量		2	
(16)削除			
(17)大腸菌数 (CFU/ml)		800	
この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。			
1 既設の下水処理場のうち、流入している下水を処理する施設のすべてに、窒素及び燐の処理機能を併せ持つ高度処理施設と、その後段にろ過施設又はろ過施設と同等の処理機能を持つ処理施設が整備され、それらの施設が稼働した下水処理場については、その日から新設の基準を適用する。			
2 下水道法第10条第1項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る既設のし尿処理施設を有する事業場にあつては、この表の(5)から(7)までに掲げる項目については、新設の基準を適用する。			

備考 生物化学的酸素要求量は海域及び湖沼を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、化学的酸素要求量は海域及び湖沼に排出される汚水について適用する。

(イ) し尿処理施設（し尿浄化槽に限る。）を有する事業場

		公共用水域に排出される汚水の許容限度							
		許容限度(単位 mg/L ((1)、(2)、(4)及び(17)に掲げる項目を除く。))							
		し尿浄化槽を有する事業場							
		水道水源水域		一般水域 A		一般水域 B		島しょ及びその海域	
		処理対象人員が 501 人以上	処理対象人員が 201 -500 人	処理対象人員が 501 人以上	処理対象人員が 201 -500 人	処理対象人員が 501 人以上	処理対象人員が 201 -500 人	処理対象人員が 501 人以上	処理対象人員が 201 -500 人
(1)水素イオン濃度(水素指数)		5.8 以上 8.6 以下							
(2)外観		異常な着色又は発泡が認められないこと。							
(3)削除									
(4)温度		40℃以下							
(5) 生物化学的 酸素要求量	新設	20		20	25	20	25	25	30
	既設	平成 3 年 10 月 1 日以後に設置され、又は着工されている施設		30		30		40	
	既設	平成 3 年 9 月 30 日以前に設置され、又は着工されている施設		30	80	30	80	40	120
(6) 化学的酸素要求量	新設	20		—		20	25	25	30
	既設	平成 3 年 10 月 1 日以後に設置され、又は着工されている施設		30		—		30	40
	既設	平成 3 年 9 月 30 日以前に設置され、又は着工されている施設		30	80	—		40	120
(7) 浮遊物質 量	新設	40		40	50	40	50	50	60
	既設	平成 3 年 10 月 1 日以後に設置され、又は着工されている施設		60		60		80	
	既設	平成 3 年 9 月 30 日以前に設置され、又は着工されている施設		60	150	60	150	80	150
(8)ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		5							
(9)ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		30							
(10)フェノール類含有量		5							
(11)銅含有量		3							
(12)亜鉛含有量		2 (※業種により暫定基準有)							
(13)溶解性鉄含有量		10							
(14)溶解性マンガン含有量		10							
(15)クロム含有量		2							
(16)削除									
(17)大腸菌数 (CFU/ml)		800							

この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。

- 1 し尿を単独で処理するし尿浄化槽を有する既設の事業場にあつては、(5)から(7)までに掲げる項目の基準については、当分の間、この表の基準が適用される日の前日までに、当該事業場に適用されていた条例の値とする。(下表)
- 2 し尿浄化槽を有する既設の事業場で、この条例の施行日以後にし尿浄化槽の構造を変更(排水量が増加するものに限る。)した事業場にあつては、この表の(5)から(7)までに掲げる項目については、その日から新設の基準を適用する。
- 3 下水道法第10条第1項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係るし尿浄化槽を有する既設の事業場にあつては、この表の(5)から(7)までに掲げる項目については、新設の基準を適用する。

備考 生物化学的酸素要求量は海域及び湖沼を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、化学的酸素要求量は海域及び湖沼に排出される汚水について適用する。

し尿を単独で処理するし尿浄化槽を有する既設の事業場の(5)から(7)の項目の基準 (単位 mg/L)

	昭和47年4月1日において既に設置され、又は着工されている施設					平成3年9月30日以前に設置され、又は着工されている施設（左記の施設を除く。）									平成3年10月1日以後の着工に係る施設		
	特定区域に排出するもの		その他の区域に排出するもの			特定区域に排出するもの			その他の区域に排出するもの						特定区域に排出するもの	その他の区域に排出するもの	
処理対象人員	201 ～ 500	501 ～	201 ～ 500	501 ～ 2000	2001 ～	201 ～ 500	501～		201 ～ 500	501 ～ 2000		2001～		201～			
水域	すべての水域					すべての水域	江戸川水域及び多摩川水域	その他の水域	すべての水域	江戸川水域及び多摩川水域	その他の水域	江戸川水域及び多摩川水域	その他の水域	すべての水域	江戸川水域及び多摩川水域	その他の水域	
(5)生物化学的酸素要求量	80	40	120	80	40	80	30	40	120	30	80	30	40	30	30	40	
(6)化学的酸素要求量	80	40	120	80	40	80	—	40	120	—	80	—	40	30	—	40	
(7)浮遊物質質量	150	80	150	150	80	150	60	80	150	60	150	60	80	60	60	80	

- 備考 1 単独処理浄化槽の新設は、原則的に浄化槽法により平成13年4月1日以後禁止されている。
- 2 「特定区域」とは、東京都建築基準法施行細則(昭和25年東京都規則第194号)第14条の2に定める区域であり、以下に示す区域以外の区域である。
- ①千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区及び支庁の所管区域
- ②板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区の指定する区域(詳細は東京都建築基準法施行細則別表第三を参照)

(ウ) と畜場及び畜舎

		公共用水域に排出される汚水の許容限度					
		許容限度(単位 mg/L((1)、(2)、(4)及び(17)に掲げる項目を除く。))					
		と畜場		畜舎			
		水道 水源 水域	一般水域 A、一般 水域 B、島しょ 及びその海域	水道水源水域		一般水域 A、一般水域 B、 島しょ及びその海域	
		—		牛房若しくは馬房 の総面積が 1,000 m ² 以上、豚房の総 面積が 500m ² 以上 又は鶏の飼養規模 が 5,000 羽以上の もの	その 他の もの	牛房若しくは馬房 の総面積が 1,000 m ² 以上、豚房の総 面積が 500m ² 以上 又は鶏の飼養規模 が 5,000 羽以上の もの	その 他の もの
(1) 水素イオン濃度(水素指数)		5.8 以上 8.6 以下					
(2) 外観		異常な着色又は発泡が認められないこと。					
(3) 削除							
(4) 温度		40℃以下					
(5) 生物化学的酸素要求 量	新設	20	25	20		20	25
	既設	60		80	150	80	150
(6) 化学的酸素要求量	新設	20	25	20		20	25
	既設	60		80	150	80	150
(7) 浮遊物質質量	新設	40	50	40		40	50
	既設	120		120	180	120	180
(8) ノルマルヘキサン抽出物質 含有量(鉱油類含有量)		5					
(9) ノルマルヘキサン抽出物質 含有量(動植物油脂類含有量)		30					
(10) フェノール類含有量		5					
(11) 銅含有量		3					
(12) 亜鉛含有量		2 (※業種により暫定基準有)					
(13) 溶解性鉄含有量		10					
(14) 溶解性マンガン含有量		10					
(15) クロム含有量		2					
(16) 削除							
(17) 大腸菌数 (CFU/ml)		800					

この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。

- 1 排水量が 50m³未満の既設のと畜場及び豚房の総面積が 100m²未満の既設の畜舎（第 2 号又は第 3 号に該当するものを除く。）にあっては、この表に掲げる項目については、適用しない。
- 2 この条例の施行日以後に、汚水の発生施設の構造を変更して、排水量が増加した既設の施設のと畜場及び畜舎にあっては、この表の（5）から（7）までに掲げる項目については、その日から新設の基準を適用する。
- 3 下水道法第 10 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る既設のと畜場及び畜舎にあっては、この表の（5）から（7）までに掲げる項目については、新設の基準を適用する。

備考 生物化学的酸素要求量は海域及び湖沼を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、化学的酸素要求量は海域及び湖沼に排出される汚水について適用する。

(エ) (7)から(9)までを除く指定作業場

		公共用水域に排出される汚水の許容限度						
		許容限度(単位 mg/L ((1)、(2)、(4)及び(17)に掲げる項目を除く。))						
		水道水源水域		一般水域 A		一般水域 B		島しょ及びその海域
		排水量が500m ³ 以上	排水量が500m ³ 未満	排水量が500m ³ 以上	排水量が500m ³ 未満	排水量が500m ³ 以上	排水量が500m ³ 未満	
(1)水素イオン濃度(水素指数)		5.8 以上 8.6 以下						
(2)外観		異常な着色又は発泡が認められないこと。						
(3)削除								
(4)温度		40℃以下						
(5)生物化学的酸素要求量	新設	20		20	25	20	25	25
	既設	20	25	20	25	60	70	160
(6)化学的酸素要求量	新設	20		—		20	25	25
	既設	20	25	—		60	90	160
(7)浮遊物質量	新設	40		40	50	40	50	50
	既設	40	50	40	50	90		200
(8)ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		5						
(9)ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		30						
(10)フェノール類含有量		5						
(11)銅含有量		3						
(12)亜鉛含有量		2 (※業種により暫定基準有)						
(13)溶解性鉄含有量		10						
(14)溶解性マンガン含有量		10						
(15)クロム含有量		2						
(16)削除								
(17)大腸菌数 (CFU/ml)		800						
この基準の適用は、次のとおりとする。								
1 排水量が 50m ³ 未満の既設の指定作業場 (第 2 号又は第 3 号に該当するものを除く。) にあっては、この表の基準については、適用しない。								
2 この条例の施行日以後に、汚水の発生施設の構造を変更して、排水量が増加した既設の指定作業場にあつては、この表の(5)から(7)までに掲げる項目については、新設の基準を適用する。								
3 下水道法第10条第1項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る既設の指定作業場にあつては、この表の(5)から(7)までに掲げる項目については、新設の基準を適用する。								

備考 生物化学的酸素要求量は海域及び湖沼を除く公共用水域に排出される汚水について適用し、化学的酸素要求量は海域及び湖沼に排出される汚水について適用する。

(3) 窒素含有量及び磷含有量に係る基準

7 工場に係る基準

		公共用水域に排出される汚水の許容限度										
		許容限度（単位 mg/L）										
		1 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業		2 化学工業		3 鉄鋼業		4 金属製品製造業		5 1 から 4 まで以外の製造業		6 1 から 5 まで以外の工場
		排水量が 500m ³ 以上	排水量が 500m ³ 未満	排水量が 500m ³ 以上	排水量が 500m ³ 未満	排水量が 500m ³ 以上	排水量が 500m ³ 未満	排水量が 500m ³ 以上	排水量が 500m ³ 未満	排水量が 500m ³ 以上	排水量が 500m ³ 未満	
(1)窒素含有量	新設	20	25	16		16		20	25	16	20	30
	既設	20	30	20		20		25	30	20	25	40
(2)燐含有量	新設	2	3	1	1.5	1	1.5	1	1.5	1	2	4
	既設	3	6	1.5	2	2		1.5	3	2	4	6

この基準の適用については、次に掲げるところによる。

- 排水量が 50m³ 未満の工場については、いずれの項目も適用しない。
- この基準は、付表に定める水域のうち、水道水源水域又は一般水域 A 若しくは一般水域 B（境川水域を除く。）に汚水を排出する工場についてのみ適用する。
- 既設の工場のうち、次に掲げる工場については、新設の基準を適用する。
 - 平成 11 年 4 月 1 日からこの条例の施行日の前日までに設置され又は着工された工場
 - 平成 11 年 3 月 31 日において既に設置され、又は着工されている工場（排水量が 50m³ 未満の工場を除く。）で同年 4 月 1 日からこの条例の施行日の前日までに汚水又は廃液を排出する施設の構造を変更（排水量が増加するものに限る。）した工場
 - 平成 11 年 3 月 31 日において既に設置され、又は着工されている工場で、同年 4 月 1 日からこの条例の施行日の前日までに下水道法第 10 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る工場
- 2 以上の業種等の区分に該当する工場については、当該区分に係る値のうち最小の値を適用する。

備考

- 新設の工場とは次に掲げる工場をいい、既設の工場とは新設の工場以外の工場をいう。
 - 平成 13 年 4 月 1 日以後の着工に係る工場
 - 平成 13 年 3 月 31 日において既に設置され、又は着工している工場（排水量が 50m³ 未満の工場を除く。）で、同年 4 月 1 日以後に汚水の発生施設の構造を変更（排水量が増加するものに限る。）する工場
 - 平成 13 年 3 月 31 日において既に設置され、又は着工されている工場で、同年 4 月 1 日以後に下水道法第 10 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る工場
- 工場に係る業種の区分は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に基づく分類による。
- 窒素含有量及び磷含有量の検定は、排水基準を定める環境省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める方法によるものとする（以下 イ 指定作業場に係る基準における検定方法において同じ。）。

イ 指定作業場に係る基準

		公共用水域に排出される汚水の許容限度					
		許容限度(単位 mg/L)					
		1 下水処理場	2 し尿処理施設を有する事業場			3 畜舎	4 1 から 3 まで 以外の指定 作業場
			し尿浄化槽を除くし尿処理施設を有する事業場	し尿浄化槽を有する事業場			
			合併処理 浄化槽	単独処理 浄化槽			
(1) 窒素含有量	新設	20	20			120	30
	既設	30	40		120	120	40
(2) 燐含有量	新設	1	2			16	4
	既設	3	3	6	16	16	6

この基準の適用については、次に掲げるところによる。

- 排水量が 50m³ 未満の指定作業場については、いずれの項目も適用しない。
- この基準は、付表に定める水域のうち、水道水源水域及び一般水域 A 若しくは一般水域 B（境川水域を除く。）に汚水を排出する指定作業場についてのみ適用する。
- 既設の指定作業場のうち、平成 11 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までに設置され、又は着工された指定作業場については、新設の基準を適用する。
- 2 以上の下水処理場（当該下水処理場を含む。）から生じる汚泥を受け入れ、そのための処理施設からの返流水を含めて処理する下水処理場（前号に掲げるものを除く。）に係る既設の基準は、平成 20 年 3 月 31 日までの間、窒素含有量は 50 mg/L、燐含有量は 4.5mg/L とする。
- し尿浄化槽を除くし尿浄化施設を有する事業場（第 3 号に掲げるものを除く。）に係る既設の基準は、平成 16 年 9 月 30 日までの間、燐含有量は 8 mg/L とする。
- 既設の下水処理場（第 3 号に掲げるものを除く。）のうち、流入している下水を処理する施設の全てに窒素及び燐を除去する高度処理施設が整備され、その施設が稼働した下水処理場については、その日から新設の基準を適用する。

備考 新設の指定作業場とは次に掲げる指定作業場をいい、既設の指定作業場とは新設の指定作業場以外の指定作業場をいう。

- 平成 13 年 4 月 1 日以後の着工に係る指定作業場
- 平成 13 年 3 月 31 日において既に設置され、又は着工している指定作業場（排水量が 50m³ 未満のものを除く。）で、同年 4 月 1 日以後に汚水の発生施設の構造を変更（排水量が増加するものに限る。）する指定作業場
- 平成 13 年 3 月 31 日において既に設置され、又は着工している指定作業場で、同年 4 月 1 日以後に下水道法第 10 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る指定作業場